

居住権の相続など変わる制度いろいろ

新型コロナの感染が心配される中、4月から私たちの暮らしや家計で変わる制度がいろいろあります。

社会保険関係では、国民年金に40年間加入した際の

満額が、年額1600円アップで「78万1700円」、国民年金の月額保険料は130円増えて「1万6540円」になります。県内の中小企業等の従業員や家族が加入している健康保険（協会けんぽ）の健康保険料率は0.02%上がり「10.01%（全国平均は10%）」、介護保険料率が0.06%上がり「1.79%」、保険料は、会社と本人が折半で負担です。

雇用保険では、65歳以上の労働者で「1週間の所定労働時間が20時間以上」で「31日以上」の雇用見込みがある場合、「高年齢被保険者」として雇用保険の加入が義務づけられます。その際の保険料は、被保険者と事業主で負担ですが、保険料の徴収について2019年度（2020年3月31日）までは免除されていました。2020年4月1日からは免除規定が廃止されるため、65歳以上の被保険者を雇用している場合、企業も従業員も保険料を納めることになります。失業した際は、基本手当に変わる「高年齢求職者給付金」を受給することができ、6か月以上の雇用保険の加入（自己都合は離職前2年間に通算12カ月）で、一時金（1年未満で30日分、1年以上で50日分）が受給できます。基本手当と違い年金と併給が可能で、何度でも受け取れます。

主な4月からの改正

- 国民年金の年額が1600円アップ78万1700円に
- 国民年金保険料の月額が130円増えて1万6540円に
- 協会けんぽの健康保険料率0.02%上がり10.01%、介護保険料率が0.06%上がり1.79%に
- 65歳以上も雇用保険に加入、失業時に失業手当（高年齢求職者給付金）が受給できる
- 私立高校授業料実質無料化に
- 相続の法改正で配偶者居住権の新設 など

私立高校の授業料では、家族構成で異なりますが、世帯年収の目安で590万円未満の家庭は、上限額が引上げられて、平均授業料の39万6000円まで高等学校等就学支援金で支援されるため、「私立高校実質授業料無償化」がスタートです。

民法改正により相続では、4月から「配偶者居住権」が新設されます。相続人が妻と子で、遺産が自宅2000万円と預貯金3000万円、妻と子の相続割合が1:1（妻・子それぞれ2500万円）の場合。妻が自宅2000万円と預貯金500万円を相続することになると、生活費の不足が心配です。それが4月からは自宅については配偶者居住権が認められ、配偶者居住権1000万円と預貯金1500万円を相続することができるようになります。つまり、夫が亡くなったあと妻が夫名義の建物に居住していた場合、遺産分割の際に配偶者居住権を取得することで終身又は一定期間、その建物に無償で居住することができるようになります。



暮らしのマネープラン相談センター・所長
サードファイナンスアドバイザー 高橋 昌子

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム資金・住宅ローン相談 …………… 3万円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職資金・マネープラン相談 …………… 3万円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F]

☎076-232-2038

要予約

(株)FPサポート研究所 <http://www.fpsl.co.jp/>

●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00